

2008年5月1日

沖縄総合事務局 開発建設部長 吉永清人 様
那覇港湾・空港整備事務所長 津田修一 様
港湾空港指導官 成瀬英治 様
港湾計画課長 川崎俊正 様



泡瀬干潟を守る連絡会 共同代表 小橋川共男 漆谷克泰
参議院議員・喜納昌吉(民主党)
衆議員議員・赤嶺政賢(共産党)
県議会議員・嘉陽宗儀(共産党)

連絡先: 前川盛治(泡瀬干潟を守る連絡会事務局長) 090-5476-6628
住所: 〒904-2161 沖縄県沖縄市字古謝 1171-3 ユーポ MK 1階

泡瀬干潟埋立工事の中止を求める要請

事業者(国・沖縄総合事務局・港湾計画課)は、20年度の埋立工事を4月28日に再開した。これは、別紙、「4月28日工事再開に抗議する緊急集会」で採択された「トカゲハゼの繁殖期を無視した、事業者の4月28日工事再開の暴挙に抗議する!!」に示されるように、到底容認できるものではない。

泡瀬干潟を守る連絡会は、この工事着工の前にも「泡瀬干潟埋立事業の「通年工事」についての要請(08年3月21日)>を行い、3月31日までの文書回答を求めたが、誠意ある回答がないまま、4月24日に工事着工の通知が届いた。事業者のこれまでの対応は、傲慢であり、市民団体の声を全く無視したものであり、憲法の民主主義(主権在民)の原則に反するものであり、憤りを禁じえない。

さて、私たちは、泡瀬干潟埋立に対して、次のような理由からこれまで「中止」を要請してきた。

1. 埋立事業に合理性がないこと。

- (1) 土地利用計画があまりにも杜撰であり、将来性がない。
- (2) 新港地区の浚渫土砂処分については、緊急性・合理性が無い。
- (3) 新たな米軍用地の提供になる。共同使用地に問題。市民負担でもある。

2. 沖縄市民に将来過重な財政負担を与えることが想定されること。

埋立事業の目的の一つの海洋リゾート地計画があまりにも杜撰であり、沖縄県包括外部監査人も「事業内容の抜本的な変更や見直しも必要」と報告していること。

3. 泡瀬干潟・海域の大切さが理解されていないこと。世界に誇る貴重な場所であること。

- (1). 同海域は「沖縄県自然環境の保全に関する指針(1998年2月)」で評価ランク1(厳正な保護を図る区域)に指定されている、極めて貴重な干潟・海域である。
- (2). 埋立の認可・承認後も、アセス書に記載されていない新種・貴重種が多数発見・確認されていること。そして、それらの種の保全が極めて不十分なこと。
- (3). 2005年、改定発行された「レッドデータおきなわ」に泡瀬干潟・海域に生息している海洋生物(甲殻類7種、貝類108種、魚類6種)が121種も絶滅危惧種(IA類、IB類、II類、準絶滅危惧種、情報不足種)として記載されていること。そして、それらの絶滅危惧種の保全がなされていないこと。工事進行により、それらの種が「絶滅」に追い込まれる可能性が高いこと。

- (4) 最近の調査で、第Ⅰ期工事区域内に貴重なサンゴ(スギノキツリイシ、リュウキウキツカサンゴ、ヤッコアミサンゴ、ホソエダミドリイシ等が 871 m²)が生息し、また航路として浚渫される場所(西防波堤北西)に 29,360 m²の貴重なヒメマツドリイシ群落があることが明らかになっている(これらはアセス書に記載されていない)。航路浚渫、埋立で貴重なサンゴが消滅する。
- (5) 泡瀬干潟は、野鳥・渡り鳥の宝庫であること。
- (6) 出島方式で環境は保全されるといっているが、その保証がないこと。
4. 埋立の前提である大型海草藻場の移植技術が現時点で確立されていないのに、工事を行っていること。アセス書では、海草の生息・生育が可能であることを確認したうえで行う(県知事意見・事業者見解)、となっている。
5. この埋立事業に対して、沖縄市民・県民の合意形成がなされていないこと。様々な世論調査では、埋立反対が過半数を超えていること。
6. 国内外の多くの団体、学会等から埋立中止の要請がだされていること。

このようなことから、東門美津子沖縄市長も07年12月に「一期容認、二期困難」の意思表示をしている。そして、一期区域の土地利用計画の見直しを今後2～3年かけておこなうとしている。現時点で、一期区域の土地利用計画はなく、現在の埋立工事は公有水面埋立法に違反することは明白である。

以上のような状況からすれば、事業者は、まずは一期工事を「中断し」、沖縄市との協議を進め、今後の対応を抜本的に検討すべきである。しかし、事業者は、「工事ありき」の立場で工事を強行している。

今年「国際サンゴ礁年」である。また、7月には地球温暖化をテーマに日本が議長国として洞爺湖サミットがおこなわれる。そして10月にはラムサール条約締約国会議が韓国でおこなわれる。今、「環境」が国際的に大きなテーマであるのに、この沖縄で環境破壊の事業が平然とおこなわれているのはまさに許しがたいことである。

私たちは次の事を強く要請する。

要請

1. 泡瀬干潟埋立事業を中止すること。
2. 東門美津子沖縄市長がこれから2～3年かけて事業内容を検討することをふまえ、一期工事を「中断」すること。また、二期工事については「中止」を表明すること。
3. トカゲハゼの繁殖期を無視した4月～7月の海域工事を中止すること。
4. 一期工事埋立地のサンゴを保全するため、一期工事の閉鎖した護岸を撤去し、海水の流入をさせること。
5. 一期工事区域内のサンゴの調査(5月11日・日、午前10時～午後4時、泡瀬干潟を守る連絡会・沖縄リーフチェック研究会)を認めること。

以上

2008年5月8日(木) までに文書にて回答を求めます。

トカゲハゼの繁殖期を無視した、事業者の4月28日工事再開の 暴挙に抗議する!!

事業者(国・沖縄総合事務局・港湾計画課)は、20年度の埋立工事を4月28日に再開した。これは、隣接するうるま市の「新港地区」やこれまでの泡瀬埋立で守られてきた、「トカゲハゼ保全のため4月～7月は海域工事を行わない」としてきたことを覆す暴挙である。

泡瀬埋立のアセス書では、トカゲハゼの保全に関して、「繁殖期である4～7月においては、繁殖等に影響を及ぼすおそれのある海上工事は行わない」、とあり、それは「トカゲハゼ保全計画」(平成7年、沖縄県)を遵守した結果であるとしている。「トカゲハゼ保全計画」は、「仔稚魚の分散・移動時期である4～7月については海域での工事はできるだけおこなわないこととし、特に湾央域から沿岸域へ接岸・着底する6～7月については厳に海域工事中止を遵守することとする。」と記述してある。トカゲハゼ専門家・沖縄県・総合事務局等で構成する委員会で決まった大前提「4～7月は海上工事をしない」を反古にしてはいけない。

事業者は、工事再開に対し「先般の環境監視委員会で報告させていただいたとおり、埋立地の外周護岸が概成したことから、閉鎖した水域内の護岸を内側から裏埋めを行う等のトカゲハゼの浮遊期に影響のない工事について実施する」としているが、環境監視委員会では、会議終了後に「報告」として一方的に通知されただけであり、またトカゲハゼの県内の専門家(吉野哲夫琉大准教授等)の指導助言も受けていない。この工事は、事業者の独断専行である。またこれは、4月10日の衆議院沖特委での質疑に対する岸田沖縄担当大臣の答弁「専門家の意見もしっかり聞きながら判断すべきもの」、も守らない、極めて異常なことである。最高責任者(沖縄担当大臣)の答弁に反することが、平然と行われている。

沖縄県の自然保護課・環境政策課は、浮遊期に影響のない工事実施との「報告を受けている」、として、事業者の行為を黙認している。これでは沖縄県の自然環境は守れない。

トカゲハゼは、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い・絶滅危惧1A類(環境省、沖縄県)になっており、イリモチヤマネコなどとともに、琉球列島がかって中国大陆と陸続きであったことを示す「生き証人」である。中城湾(佐敷・泡瀬・新港地区)・大浦湾を主な生息地とする、沖縄(日本)の宝・トカゲハゼを、事業者の暴挙から守るために、「埋立工事中止」「4～7月の海上工事中止」を強く訴える。

そして、トカゲハゼの繁殖期を無視した、事業者の4月28日工事再開の暴挙に抗議する。

2008年4月28日

4月28日工事再開に抗議する緊急集会

社説

●「泡瀬」通年工事

埋め立て工事が行われている近くで潮干狩りをし干潟の生物を観察している側からすると、工事の進捗はやはり気になる。

工事による振動がもたらす影響は本当にかどうか。第一区域を取り巻く護岸の工事が海域の潮目を変えたのは明らかで、それが干潟の生態系を変化させたのではないかと、といつこともた。

「干潮時に沖合に広がる砂州は工事前にもっと小さかったし、干潟に流れ込む河口付近に砂がよくたまるようになった。これは潮の流れが変わったからではないか」

二十年ほど前に泡瀬通信施設の近くに移り住み、施設横の干潟で犬を散歩させる住民の声である。

東部海浜開発事業検討会議の委員らが提出した報告書では、干潟の魚類三種、甲殻類十一種、貝類九十九種(うち絶滅危惧種四十一種)の合計百十三種が希少動物と

ハゼへの影響が心配だ

して位置づけられている。

私たちが心配してきたのは、工事がこれらの生物に負担がかからないように配慮されてきたかという点である。

かつては干潟のあちこちでトカゲハゼが観察でき、大きな赤貝などが採れた。だが、今では意識し

なければとても見つけることはできない。よく釣れたチン、キスもまた数が減っているのが実情だ。

流れ込む生活排水ももちろん一因といつていい。だが、もし埋め立て工事の影響が大きいのなら、そのことを事業者はもっと真摯に受け止めるべきであり、その事実

トラックの騒音や土砂を固める際の振動が、この時期に始まるトカゲハゼの産卵行動に影響しないと、言い切れるのかどうか。

もし断言できないのなら、ここは一步引いて当初計画通りの「四月から七月は工事を行わない」という手順を守るべきではないだろうか。それが貴重な

トカゲハゼを守る手だてになると思いうからだ。

に目を閉ざしてはなるまい。

沖繩総合事務局が二八日から始めた二〇〇八年度の工事に対する懸念はその点にある。工事が既に開かれた護岸の内側に土砂を運び込む作業であることは分かる。しかし、だからといって、大型

自然環境についての地域住民の感情は、計画を決めた時とは明らかに違ってきている。それは世界にも誇れる干潟の自然を維持し、絶滅の危機にひんした動植物を守ることに人々が責任を覚えるようになったからだといつていい。

開発推進派や事業者も環境の重要性は認識しているはずだ。海域に広大な人工島を造るからこそ、周辺の自然保護にきちんと向き合っていくことが大切なのである。

国は今回の工事が「浚渫工事や汚濁防止フェンスを張るなどの海域工事」には当たらないという。保全計画を守ればトカゲハゼの生態には影響ないとも答えている。

本当にそうだろうか。専門家の意見を聞くつとせず、自ら検証もしないのであれば実態は分からないのではないかと。生態系は一度壊れたら、元に戻すには相当な年月がいる。それゆえに、環境の保全には万全を期すべきなのである。簡単に「影響ない」というのでは、繊細な生態系を守ることへの不安を残すだけだ。